

伊丹市放課後児童健全育成事業所設置促進事業補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、本市の区域内において放課後児童健全育成事業を実施する者に対し、予算の範囲内において、放課後児童健全育成事業所の整備に要する費用の一部を補助することにより、放課後児童健全育成事業を行う民間事業者の参入促進を図ることを目的とする。

2 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和42年伊丹市規則第21号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第2項の規定に基づき伊丹市長に放課後児童健全育成事業の開始の届出を行い、本市の区域内に放課後児童健全育成事業所を設置する事業者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（以下「補助対象者」という。）とする。

(1) 本市の区域内に設置する放課後児童健全育成事業所が次のいずれかに該当するものであること。

ア 別表に掲げる小学校区内に設置されるものであること。

イ アに該当しない場合にあつては、当該放課後児童健全育成事業所の利用対象者に別表に掲げる小学校の児童が含まれていること。

(2) 次条第1号及び第2号に規定する補助対象経費について、その支払先が本市登録業者名簿の「地域区分01」に該当する業者（市内に主たる事業所を有する業者）であること。

(3) 申請者が個人又は法人格のない団体の場合は、本人又は当該団体の代表者が本市の市民税を滞納していないこと。

(4) 申請者が法人である場合にあつては法人の市民税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市民税を滞納していないこと。

(5) 次条に規定する補助金対象経費について、国又は地方公共団体から他の補助金の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者とししない。

(1) 補助対象者が伊丹市暴力団排除条例（平成24年伊丹市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者である場合

(2) 補助金に係る放課後児童健全育成事業所の長が伊丹市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員である場合

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、本市の区域内に設置する放課後児童健全育成事業所において新たに放課後児童健全育成事業を実施するために必要となる次に掲げる費用とする。

(1) 民家、アパートその他の既存施設の改修（耐震化等の防災対策及び防犯対策のための改修を含む。）に要する費用

(2) 設備の整備又は修繕に要する費用

- (3) 礼金及び賃借料（開所の前月分に限る。）
- (4) 備品（耐用年数がおおむね5年未満であるものとして市長が別に定めるものを除く。）の購入に要する費用

2 放課後児童健全育成事業を実施する施設において、放課後児童健全育成事業と併せて同事業以外の事業が実施される場合は、当該放課後児童健全育成事業以外の事業に係る経費については、補助の対象としない。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次に掲げる区分に応じ当該各号に定める補助上限額と補助対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額と、補助対象経費に係る事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

(1) 補助対象経費に前条第1項第1号に掲げる費用を含む場合 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

ア 前条第1項第3号に掲げる費用を含む場合 1, 260万円

イ ア以外の場合 1, 200万円

(2) 補助対象経費に前条第1項第1号に掲げる費用を含まない場合 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

ア 補助対象経費に前条第1項第3号に掲げる費用を含む場合 160万円

イ 補助対象経費に前条第1項第3号に掲げる費用を含まない場合 100万円

(3) 幼稚園又は認定こども園等において放課後児童健全育成事業を実施する場合 500万円

2 前項の規定により算出した補助金の額に1, 000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。

（補助金の申込み）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次条の規定による交付申請を行う前に、別に定める要領により市長に申込みを行い、その選考を受けなければならない。

（補助金の交付申請）

第6条 前条の規定により市長の選考を受けた者は、伊丹市放課後児童健全育成事業所設置促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 補助対象経費に係る事業の収支予算書

(3) 申請を行う者が法人である場合にあつては、法人登記簿謄本及び役員名簿

(4) 設計書及び工事等関係図面

(5) 補助対象経費に係る見積書（第3条第1項第1号及び第2号に掲げる補助対象経費にあつては、複数の事業者から徴した見積書）

(6) 施工前の写真

(7) 申請者が法人である場合にあつては法人市民税の納税証明書、個人である場合にあつては市町村個人市民税の納税証明書（交付申請時において取得できる直近の年度のもの）

(8) 誓約書

(9) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、伊丹市放課後児童健全育成事業所設置促進事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により前条の規定により申請を行った者に対して通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定をするにあたり、必要な条件を付することができる。

(変更申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第6条第1項の規定により申請した内容について変更が生じたときは、伊丹市放課後児童健全育成事業所設置促進事業補助金変更申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは伊丹市放課後児童健全育成事業所設置促進事業補助金変更交付・不交付決定通知書（様式第4号）により速やかに補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象経費に係る事業が完了したときは、伊丹市放課後児童健全育成事業所設置促進事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、補助対象経費に係る事業が完了した日から20日を経過する日又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 領収書その他の補助対象経費を支出したことがわかる書類

(2) 補助対象経費に係る事業の収支決算書

(3) 工事等にかかる内訳書

(4) 工事請負に係る契約書の写し

(5) 施工後の写真

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の補助金実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、伊丹市放課後児童健全育成事業所設置促進事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求等)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、伊丹市放課後児童健全育成事業所設置促進事業補助金請求書（様式第7号）を当該年度の翌年度の4月20日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、当該請求書の提出があった日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消)

第12条 市長は、補助金等の交付に関する規則第15条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、伊丹市放課後児童健全育成事業所設置促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 補助金等の交付に関する規則第16条の規定による補助金の返還の求めは、様式第9号により行うものとする。

(関係書類の整備及び備付帳簿)

第14条 補助事業者は、補助事業の適正な管理を図るため、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整理し、かつ、当該財産の処分が完了する日又は財産保持期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

小学校区
伊丹小学校区
稲野小学校区
南小学校区
有岡小学校区
緑丘小学校区
鈴原小学校区